

7. 会議の概要

事務局長(池田) 定刻になりましたので、ただいまから9月定例農業委員会を開催いたします。
それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。

議長(会長) (会長あいさつ)

事務局長(池田) ありがとうございます。
これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。

議長(会長) これより本日の会議に入ります。
まず、事務局より9月分の経過報告を申し上げます。

事務局(黒瀬) (経過報告 説明)

議長(会長) 事務局からの報告はお聞きのとおりです。なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長(会長) 無いようですので、次に本日の議事録署名委員ですが、3番 牧野 元恵 委員
4番 酒井 清泰 委員の両名をお願いします。

議長(会長) これより議事に入ります。
日程第1 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを
議案とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(中川) (説 明)

議長(会長) これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

北山委員 事務局の説明のとおり、現地は農地のままであり問題ないと思われます。

議長(会長) 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

山内委員 住宅の隣の205-1、206-1は、農地のままですか？

事務局(中川) 農地のまま残されます。

議長(会長) これより、議案第29号について採決いたします。
議案第29号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)

議長（会長） 無いようですので、議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については原案のとおり承認することに決しました。
続きまして、日程第2 議案第30号 現況証明願いについてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局(中川) (説 明)

議長（会長） これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

前田委員 1番について現地確認しましたところ、●●●●横で駐車場として利用しているので地目変更は問題ないと思います。

牧野委員 2番について事務局の説明のとおり、自宅とまとめて宅地に地目変更したいと言う事なので問題ないと思います。

議長（会長） 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

笠松委員 昭和44年に許可が出ているが、許可確認は取れているか？許可がでているのにまた転用は出来ますか？

事務局(中川) 市にコピーはあります。所有権は移転したのですが、5条で申請して倉庫を建てた後地目変更していなかったのも、通常許可書があれば法務局で地目変更登記ができますが、今回許可書の原本を紛失されていることと許可が取り消されていない旨の証明についても昭和44年ということで昭和48年以降からした県の証明がもらえないので手続きができないため、地目変更登記が必要な為申請されました。

松山委員 今回の場合報告だけで良いのではないですか？

事務局長(池田) 今回の場合、地目変更登記が必要な為、申請しましたので審議をよろしく願いいたします。

議長（会長） これより、議案第30号について採決いたします。
議案第30号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)

議長（会長） 無いようですので、議案第30号 現況証明願いについては、原案のとおり承認することに決しました。
続きまして、日程第3 議案第31号 勝山市農業委員会会議規則の一部改正についてから日程第6 議案第34号 勝山市農業委員会の部会の設置規約を廃止することについては関連がありますので一括して議題といたします。事務局より説明願います。

- 事務局(黒瀬) (第 3 1 号から 3 4 号説明)
- 議長 (会長) 以上のおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
- 辻委員 会議規則の見出し 1 項がないのと委員会規定 7 条 3 前 2 項の職員は市長の事務局の者
を持って充てるとするのは分かりにくい。
- 事務局長(池田) 農業委員会の職員につきましては、私、池田が事務局長を兼務しまして他 2 名は一応専
任に近い形で事務を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 事務局(黒瀬) 会則の見出しの件につきましては、条の後に続く文章は 1 項とし表記はしません。2
項以降につきましては表記がありますのでよろしくお願いいたします。
- 松山委員 農業委員、推進委員の表記が分かりにくい。推進委員は議決権がないのですか？
- 議長 (会長) 推進委員は、議決権がありません。意見、異議は受けますので、忌憚のない意見をよ
ろしくお願いいたします。
- 議長 (会長) これより、議案第 3 1 号について採決いたします。
議案第 3 1 号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長 (会長) 無いようですので、議案第 3 1 号 勝山市農業委員会会議規則の一部改正については、
原案のとおり承認することに決しました。
続きまして、議案第 3 2 号について、採決いたします。
議案第 3 2 号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 (会長) 無いようですので、議案第 3 2 号 勝山市農業委員会規程の一部改正については、原
案のとおり承認することに決しました。
続きまして、議案第 3 3 号について、採決いたします。
議案第 3 3 号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 (会長) 無いようですので、議案第 3 3 号 勝山市農業委員会会長専決規程の制定については、
原案のとおり承認することに決しました。
続きまして、議案第 3 4 号について、採決いたします。
議案第 3 4 号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 (会長) 無いようですので、議案第 3 4 号 勝山市農業委員会の部会設置規約の廃止について
は、原案のとおり承認することに決しました。

次に報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。

事務局(中川) (説 明)

議長 (会長) このことについて何かありますか。
では、次に農地の転用事実に関する照会書について事務局より報告をお願いします。

事務局(中川) (説 明)

議長 (会長) このことについて、何かありませんか。
では、次に協議事項に入ります。「農地利用の最適化の推進に向けて」について少し時間を取ってご協議いただきたいと思います。また、関連がありますので、農業公社の丸山局長に出席いただきたいと思います。この件については、9月13日と21日の2回にわたり私(会長)と職務代理と事務局とで打合せを行っています。では事務局より資料の説明をお願いします。

事務局長(池田) (説 明)

議長 (会長) 説明はお聞きのとおりです。

丸山局長 農業公社は、農業者の方から相談を受けて、農業委員、推進委員の皆様へご相談させて頂いて、出来る限り耕作放棄地等を出さない、農業をされる方を守りたいと思っておりますので、相談の折はご協力よろしくお願いします。

議長 (会長) それではその他に入ります。
農業者年金加入推進部長を推薦するよう福井県農業会議から依頼が来ています。これまでは農政委員長になっていただいた方の充て職としていましたが、部会もないことからそれもできません。これについては、議長一任ということでよろしいでしょうか。

議長 (会長) それでは、農業者年金加入推進部長については、平泉委員をお願いします。
そのほか、何かありますか。

議長 (会長) 次回の定例農業委員会の開催については、事務局より説明願います。

事務局(黒瀬) 次回の農業委員会は、10月29日(月)午後1時30分から第2・3会議室で行います。

議長 (会長) 9月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

職務代理者 慎重審議ありがとうございました。。

勝山市農業委員会会議規則第 18 条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

議長 松村 勘兵衛

3 番 牧野 元恵

4 番 酒井 清泰